

2019年4月からの改定制度の内容について

- ①保険料率の見直し
- ②継続・花粉症対策苗木割引の新設
- ③長期割引率の見直し
- ④複数契約の始期日を統一する仕組みの導入

保険料及び保険金額

申込時に払い込む保険料は、設定された保険金額に対して保険料率(保険金額1,000円につき年間1.29円～5.36円)を乗じた金額となります。保険料率は、都道府県別、樹種別(針葉樹・広葉樹の別)、林齢別(5年生以下・6年生以上)に定めています。保険金額は、標準金額を上限として任意に設定できますので、詳しくは最寄りの森林組合等までご相談ください。保険料は、損金算入することができますので、詳しくは税理士等にご相談ください。

次のような事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いいたしません。

〈保険金支払いの対象とならない損害〉

- 倒木起し等通常の林業的手段により復旧可能な損害
- 補植等の必要もなく、成林に支障のない程度の軽微な損害
- 立木の枯損の主たる原因が、適地適木の誤り若しくは苗木、植付、育林の不良等明らかに造林技術上の欠陥によるもの又は病虫獣害等によるものと認められる損害
- 1月～7月植えの場合は植栽年の12月末、8月～12月植えの場合は、植栽翌年の10月末までの間に活着不良等により通常生じる枯損による損害

〈保険金支払責任を負わない場合〉

- 損害が保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって生じたとき
- 保険契約者又は被保険者が、ご契約森林に損害が生じてからその通知をせずに3年(平成22年3月31日以前の契約については2年)経過したとき
- 損害が戦争その他の変乱又は地震によって生じたとき
- 保険金のお支払い額が1契約内訳当たり4,000円未満のとき

お申込みの流れ

①お申込みのご相談

まずは、最寄りの森林組合、又は森林組合連合会まで、ご相談ください。

ご相談時にはお見積りに必要となる以下の項目をお知らせください。

森林が所在する都道府県 樹種 林齢 面積

②契約内容のご提案

ご相談内容に応じて、お見積りをご案内させていただきます。

③お申込み

お申込み内容をお決めいただき、申込書にご記入、ご捺印ください。

お申込みにあたっては、必ず、**森林保険契約重要事項説明書**をご確認ください。

※申込書のご提出と併せて保険料をお支払いください。保険料の支払日が申込日となります。

※保険期間開始の希望日は、任意の日をご指定いただけますが、希望日の30日前までにお申し込みください。

④ご契約成立

手続きが完了しましたら、森林保険センターより、保険証書をお送りいたします。

※保険証書は大切に保管してください。

保険金の受け取り手続き

①災害発生の確認

ご契約地で災害が発生した場合は最寄りの森林組合、または森林組合連合会までご連絡ください。

②森林保険損害発生通知書の提出

森林組合等からの案内に従って、損害発生通知書にご契約の証書番号、災害種などをご記入のうえ、ご提出ください。

③森林組合等による損害調査

森林組合等が災害発生地での現地調査を行います。調査結果からお支払いする保険金額を決定します。

④保険金のお支払い

手続きが完了しましたら、森林保険センターより保険金をお支払いいたします。

※森林組合及び森林組合連合会は、森林保険センターとの委託契約に基づき業務を行っております。

※大きな災害が発生し、保険金の支払いが多くなった場合も安定した運営が確保できるよう国による債務保証等が法律に規定されるなど、国の関与のもとで公的な保険制度として運用されます。

※保険金のお支払い先は、被保険者(森林所有者)に限られます。

災害時にお支払いする保険金

$$\text{損害額} \times \frac{\text{保険金額 (保険価額が上限)}}{\text{保険価額 (損害が生じた地域及び時点における森林の価値)}}$$

連絡先